

## ケアハウスしおかぜ利用料について

毎月の利用料は、入居者の収入に応じて下記のとおり国で定められた額（事務費・生活費・管理費の合計額）で、今後、変わることがあります。このほか自室の電気料・水道料・電話料・暖房費および介護などの在宅福祉サービス利用料は個人負担となります。

- 事務費……当施設の人件費および施設の一般管理費
- 生活費……食事代（3食提供）・入浴代・共用部分の光熱水費・保健衛生費
- 管理費……家賃として施設整備にかかった費用の償還財源に充てます。

なお、生活費については冬期加算として11月から3月までの5ヵ月間は、毎月5,800円が加算されます。

### 入居者利用料の額（月額）

（平成20年4月1日現在）

	対象収入による区分	事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000円以下	10,000	42,490	11,700	64,190
2	1,500,001～1,600,000円	13,000	42,490	11,700	67,190
3	1,600,001～1,700,000円	16,000	42,490	11,700	70,190
4	1,700,001～1,800,000円	19,000	42,490	11,700	73,190
5	1,800,001～1,900,000円	22,000	42,490	11,700	76,190
6	1,900,001～2,000,000円	25,000	42,490	11,700	79,190
7	2,000,001～2,100,000円	30,000	42,490	11,700	84,190
8	2,100,001～2,200,000円	35,000	42,490	11,700	89,190
9	2,200,001～2,300,000円	40,000	42,490	11,700	94,190
10	2,300,001～2,400,000円	45,000	42,490	11,700	99,190
11	2,400,001～2,500,000円	50,000	42,490	11,700	104,190
12	2,500,001～2,600,000円	57,000	42,490	11,700	111,190
13	2,600,001円以上	61,400	42,490	11,700	115,390

注：管理費は分括方式とした場合の月額です。

- この表の「対象収入」とは前年の収入から租税・社会保険料・医療費などの必要経費を控除した後の収入をいいます。
- 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入および必要経費を合算し、合計の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額は、上記の額から30%減額します。
- 利用料については厚生労働省の通達に基づいており、入居後に社会経済状況によっては単価の改訂がありますのでご了承ください。

#### ○ 管理費の額

管理費の額は、次のいずれかの方法を選択していただきます。

- (1)一括方式 入居時に 2,792,000円
- (2)分括方式 1人1月当たり 11,700円
- (3)併用方式 入居時に一括 240,000円  
1人1月当たり 10,700円

注・管理費は、法人が施設の建設費として借入れた金融機関への元利償還金（20年償還）に充てます。

- ・(2)、(3)の場合、金利動向の変化によって1人1ヵ月当たり管理費に金利相当分の変更を生ずる場合があります。